

令和元年度

釜石大槌地区
生活排水処理実施計画

釜石大槌地区行政事務組合

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、釜石大槌地区行政事務組合における一般廃棄物（生活排水）処理に関する実施計画を定め、し尿及び浄化槽汚泥を効率的かつ適切に収集、中間処理、再生利用する。

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

3. 計画区域

計画区域は、釜石市及び大槌町とする。

区 分	面 積	人 口	備 考
釜石市	440.34 km ²	34,710 人	岩手県毎月人口推計（31.3.1）
大槌町	200.42 km ²	11,220 人	同上
計	640.76 km ²	45,930 人	

4. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込みは、次のとおりである。

区 分		釜石市	大槌町	計
し尿	30 年度実績	10,369.28 kℓ	5,062.88 kℓ	15,432.16 kℓ
	1 年度見込み	6,244.00 kℓ	4,579.00 kℓ	10,823.00 kℓ
浄化槽汚泥	30 年度実績	4,824.60 kℓ	7,123.18 kℓ	11,947.78 kℓ
	1 年度見込み	4,957.00 kℓ	8,602.00 kℓ	13,559.00 kℓ
計	30 年度実績	15,193.88 kℓ	12,186.06 kℓ	27,379.94 kℓ
	1 年度見込み	11,201.00 kℓ	13,181.00 kℓ	24,382.00 kℓ

5. 収集運搬計画

計画区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、次のとおりとする。

区 分	処理主体	収集方法	頻 度	搬入先
し尿	許可業者	バキューム式戸別収集	定期・随時	釜石・大槌汚泥再生処理センター
浄化槽汚泥	許可業者	バキューム式戸別収集	定期・随時	

6. 中間処理計画

中間処理は、以下の釜石・大槌汚泥再生処理センターにおいて行うものとする。

区 分	摘 要
施設名称	釜石・大槌汚泥再生処理センター
所在地	岩手県釜石市甲子町第10地割498番地
延床面積	2,558.15 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
処理能力	85 kℓ/日 (生し尿 67 kℓ、浄化槽汚泥 17 kℓ、農・漁業集落排水汚泥 1 kℓ)
処理方式	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥処理：汚泥熱分解方式
稼働年月	平成19年4月

7. 再生利用等の計画

脱水汚泥は、釜石・大槌汚泥再生処理センターにおいて加熱処理のうえ有機肥料「咲土(さと)がえり」として再生利用するとともに、し渣・沈砂については、岩手沿岸南部クリーンセンターにおいてスラグとしてリサイクルする。

区 分	発生量	再生利用量	施設名
脱水汚泥	414.1 t	113,700 kg	釜石・大槌汚泥再生処理センター
し渣・沈砂	32,100 kg	32,100 kg	岩手沿岸南部クリーンセンター

なお、岩手沿岸南部クリーンセンターの概要は、以下のとおりである。

区 分	摘 要
施設名称	岩手沿岸南部クリーンセンター
所在地	岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3
設置者	岩手沿岸南部広域環境組合
炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉
処理能力	147 t/24h (73.5 t/24h × 2 炉)
稼働年月	平成23年4月

8. その他生活排水処理に関し必要な事項

生活排水処理の高度化に関して、これまでも釜石市及び大槌町と連携し公共下水道や農業、漁業集落排水事業の拡大等に取り組むとともに合併浄化槽に対するかさ上げ補助金によって合併浄化槽の導入促進に取り組んできたが、引き続き下水道、住宅、復興関係部局と相互に調整し、被災住宅の再建に対する補助制度を活用しながら小型合併浄化槽の設置を推進していく。

同時に、収集・運搬業者等の関係者との間で定期的な協議の場を設定し、下水道の普及や浄化槽に関する啓発活動、浄化槽の適正管理等を推進する。